

## 愛知県後期高齢者医療広域連合条例第4号

### 愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与及び費用弁償」を「報酬、費用弁償及び期末手当」に改める。

第1条中「職員」を「会計年度任用職員」に、「給与及び費用弁償」を「報酬、費用弁償及び期末手当」に改める。

第2条の見出しを「（報酬及び期末手当）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「給与」を「報酬及び期末手当」に改め、同項ただし書中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「給与」を「報酬及び期末手当」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条の見出しを「（基準報酬表）」に改め、同条第1項を次のように改める。

会計年度任用職員の報酬の額の基準は、1週間当たりの勤務時間を38時間45分とした場合に相当する報酬の月額（以下「基準報酬月額」という。）とし、その金額は別表に掲げる基準報酬表によるものとする。

第3条第2項中「報酬表（以下単に「報酬表」という。）は、すべての職員」を「基準報酬表は、全ての会計年度任用職員」に改める。

第4条を削る。

第5条見出し中「職務の」を削り、同条中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（報酬額）

第5条 会計年度任用職員に支給する報酬額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第

17号。以下「勤務時間条例」という。) 第17条の規定に基づき任命権者が定める正規の勤務に対する報酬として月額、日額又は時間額で定めることとし、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額により報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。)及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額(以下「報酬月額」という。)
- (2) 日額で報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額(以下「報酬日額」という。)
- (3) 時間額で報酬額を定める会計年度任用職員 基準報酬月額を162.75で除して得た額及び地域手当相当額として当該額に100分の8.5を乗じて得た額の合計額(以下「報酬時間額」という。)

第6条及び第7条を削る。

第8条の見出しを「(報酬月額、報酬日額又は報酬時間額に係る報酬の支給)」に改め、同条第1項中「報酬」の前に「前条に規定する報酬額に係る」を、「とし」の次に「、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 月額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第1号の規定による報酬月額
  - (2) 日額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第2号の規定による報酬日額に、計算期間中の勤務日数を乗じて得た額
  - (3) 時間額により報酬額が定められた会計年度任用職員 前条第3号の規定による報酬時間額に、計算期間中の勤務時間数を乗じて得た額
- 第8条第2項を削り、同条第3項中「報酬が」を「報酬額が」に、「職

員」を「会計年度任用職員」に改め、「退職した日までの」の次に「報酬月額に係る」を加え、同項ただし書中「末日までの」の次に「報酬月額に係る」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「により」の次に「報酬月額に係る」を加え、「報酬額」を「報酬月額に係る報酬の額」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第9条及び第10条を削る。

第11条第1項中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、「ついて、」の次に「時間外勤務に係る」を加え、同条第2項中「前項に規定する」の次に「時間外勤務に係る」を加え、「第14条第1項」を「第12条」に、「の報酬の額」を「の報酬額」に、「を、時間外勤務に係る報酬として支給する」を「とする」に改め、同項ただし書中「職員が」を「会計年度任用職員が」に改め、同項第1号中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「職員に」を「会計年度任用職員に」に、「第14条第1項」を「第12条」に改め、同項ただし書中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第4項中「職員」を「会計年度任用職員」に、「第14条第1項」を「第12条」に、「報酬の額」を「報酬額」に改め、同条を第7条とする。

第12条第1項中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、「対して、」の次に「休日勤務に係る」を加え、同条第2項中「規定する」の次に「休日勤務に係る」を加え、「第14条」を「第12条」に改め、同条第3項を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 会計年度任用職員が愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。）

第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤に係る費用弁償の支給に関し必要な事項は、常勤職員（常時勤務を要する職を占める職員をいう。）の例による。

(公務のための旅費に係る費用弁償)

第10条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するとき  
は、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の  
旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）の例による。

第13条第1項中「の職員」を「の会計年度任用職員」に、「職員にあつ  
ては、退職し、又は死亡した日）」を「会計年度任用職員にあつては、退  
職し、又は死亡した日）」に、「第8条」を「第6条」に、「第11条」を  
「第7条」に、「第12条」を「第8条」に改め、同条第2項中「職員」を  
「会計年度任用職員」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1項中「第11条及び第12条」を「第7条及び第8条」に、「掲  
げる報酬」を「掲げる会計年度任用職員」に改め、同項第1号中「よる報  
酬 第7条第1項の規定により計算して得た額及び広域連合長が規則で定  
める手当に相当する報酬の月額合計額」を「より報酬額が定められた会  
計年度任用職員 当該会計年度任用職員の報酬月額」に、「職員」を「会  
計年度任用職員」に改め、同項第2号中「よる報酬 第7条第2項の規定  
により計算して得た額及び広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬  
の日額の合計額」を「より報酬額が定められた会計年度任用職員 当該会  
計年度任用職員の報酬日額」に、「職員」を「会計年度任用職員」に改め、  
同項第3号中「よる報酬 第7条第3項の規定により計算して得た額及び  
広域連合長が規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額」を「よ  
り報酬額が定められた会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の報酬時  
間額」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第15条第1項中「月額により報酬を定められている職員」を「会計年度  
任用職員」に改め、「除き」の次に「、次の各号に掲げる会計年度任用職  
員の区分に応じ」を加え、「前条第2項第1号に定める勤務1時間当たり  
の報酬額を」を「当該各号に定める額を報酬月額、報酬日額又は報酬時間  
額に係る報酬額から」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 月額により報酬額を定められた会計年度任用職員 当該会計年度任  
用職員の報酬月額に12を乗じて得た額を当該会計年度任用職員につい  
て定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た

額

(2) 日額により報酬額を定められた会計年度任用職員 前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額

(3) 時間額により報酬額を定められた会計年度任用職員 前条第3号に定める勤務1時間当たりの報酬額

第15条第2項を削り、同条を第13条とする。

第16条見出し中「給与」を「報酬等」に改め、「職員」を「月額により報酬額が定められた会計年度任用職員」に改め、「において」の次に「、同条第1項中「給与」とあるのは「報酬月額に係る報酬及び期末手当」とを加え、「及び第3項中「給料」を「中「休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び期末手当」と、同条第3項中「休職の期間が満1年に達するまでは、給料」に、「報酬及び」を「休職の期間中、報酬月額に係る報酬及び」に、「報酬」を「報酬月額に係る報酬」と、同条第5項中「給与」とあるのは「報酬及び期末手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 日額又は時間額により報酬額が定められた会計年度任用職員が法第28条第2項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときの報酬及び期末手当に関し必要な事項は、月額により報酬が定められた会計年度任用職員との権衡を考慮して広域連合長が規則で定める。

第16条を第14条とする。

第17条中「報酬」を「会計年度任用職員の報酬」に改め、同条を第15条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第3条関係）

基準報酬表

号給	行政職	医療職
	報酬月額	報酬月額
1	149,600 円	169,300 円
2	154,200 円	175,100 円
3	158,600 円	180,900 円
4	163,900 円	187,300 円
5	169,900 円	195,600 円

6	175,800 円	204,100 円
7	186,600 円	212,800 円
8	193,200 円	217,900 円
9	200,200 円	222,900 円
10	206,000 円	228,000 円
11	211,300 円	233,200 円
12	216,400 円	238,700 円
13	221,500 円	243,800 円
14	225,900 円	248,000 円
15	229,200 円	251,800 円
16	232,200 円	255,200 円
17	235,600 円	259,000 円
18		262,700 円
19		267,100 円
20		271,700 円

備考 1 行政職の報酬月額は、医療職の報酬月額の適用を受けない会計年度任用職員に適用する。

2 医療職の報酬月額は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものとして採用された会計年度任用職員に適用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。